平成２８年（フ）第１５２号
山梨県南アルプス市川上６番地３
債務者　飯野　陽一
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
長野県上高井郡小布施町大字小布施917番地４
債務者　堤　　久子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
長野県須坂市大字小山2458番地１
債務者　内村　信也
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
滋賀県彦根市平田町775番地５
債務者　北村　豊子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１９９号
兵庫県加古川市尾上町口里635番地の７
債務者　西藤　富美
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０３号
兵庫県姫路市香寺町中寺307番地14、従前の住所兵庫県姫路市香寺町中寺84番地６
債務者　水田　　亮
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８７号
佐賀県伊万里市大坪町丙2128番地７　サリーチェⅣ201
債務者　松尾　祐美
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第９４号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1814番地59　勝田市営住宅２号
債務者　藤川　　学
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第６３号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番３－313号
債務者　淡路　栄子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６１号
青森県八戸市大字石手洗字京塚４番地７　市営住宅Ｂ７－１－３
債務者　柳谷　拓郎
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
富山県高岡市清水町２丁目15番21号、旧住所富山県高岡市白金町８番31号
債務者　中村　義広（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第５８号
富山県高岡市伏木中央町１番34号
債務者　**呉**　　英樹（旧姓髙﨑）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第６３号
富山県高岡市戸出町１丁目６番61－201号　コーポ貴
債務者　岸　　一夫
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１１０号
三重県津市柳山津興334番地10
債務者　髙**楯**いち子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９５号
三重県桑名市寿町１丁目15番地　ラ・ポルテ桑名駅前401号、住民票上の住所三重県桑名市寿町１丁目15番地　ラ・ポルテ桑名駅前304号
債務者　中谷　仁美（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
三重県四日市市笹川９丁目８番地19　クレール笹川202
債務者　川村　友美
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
京都市北区上賀茂北ノ原町１番地13　ハイムアルテア206
債務者　武田　裕治
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係